

独立行政法人北方領土問題対策協会の概要

1. 設立目的

独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成 14 年法律第 132 号）に基づき、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的として、平成 15 年 10 月 1 日に設立。

2. 業務概要

(1) 北方領土返還要求運動の推進及び国民世論の啓発

- ①「北方領土返還要求全国大会」の共催・支援（毎年 2 月 7 日に総理、関係閣僚御出席）
- ②全都道府県におかれた県民会議による県民大会等の共催・支援
- ③民間団体が行う研修会、講演会、署名活動等の推進
- ④教育関係者や青少年を対象とした研修会やゼミナールの開催等

(2) 北方四島交流推進事業

北方四島在住のロシア人と日本国民との相互理解の増進を図るための北方四島の元島民、返還要求運動関係者等による旅券・査証なしでの北方四島訪問（ビザなし交流）。

(3) 調査研究事業

日露関係の専門家、元外交官等による北方領土問題研究会を開催し、日露関係やロシア国内の政治・経済情勢等の分析を行い、その研究を北方領土問題の解決の促進のために活用。

(4) 融資業務等の援護事業

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づく、旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する事業資金・生活資金の融資
元島民及びその家族による北方四島への自由訪問（ふるさと訪問）等

3. 主たる事務所

東京都千代田区

4. 役職員数（平成 15 年度末）

役員：9 名（理事長 1（常勤） 理事 6（常勤 1・非常勤 5） 監事 2（非常勤））

・理事長の任期は 4 年、理事及び監事の任期は 2 年

職員：19 名

5. 資本金

2億7千6百万円 ※全額政府出資

6. 予 算（平成16年度予算）

（1）一般業務勘定運営費交付金	660百万円
（2）北方地域旧漁業権者等貸付事業費補助金	201百万円
（3）合計	861百万円

独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標等の概要

1. 中期目標期間

平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの4 年 6 月間

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。

業務経費については、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図る。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）国民世論の啓発に関する事項

北方領土の返還を求める国民世論の高揚とその持続を図るため、以下の業務を行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、中期目標期間中の全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つこと等により、北方領土返還のための国民運動を推進する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行う。

その際、啓発事業の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

③ インターネット等を活用した情報の提供

従来からの媒体に加え、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。

④ 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組み（「北方四島交流」という。）の下に、北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を行う。その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

協会において、有識者の意見を聴取しながら、北方領土問題等に関する調査研究を進め、国民世論啓発等に役立てる。

(3) 元島民等に必要な援護等に関する事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする援護等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

元島民等により構成される団体が行う返還要求運動や資料収集等の活動に対して支援を行う。

② 元島民等による自由訪問

元島民及びその家族による北方四島の元居住地へのふるさと訪問のための事業を行う。

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

5. その他業務運営に関する重要事項

職員の計画的な人事交流、人員の適正な配置等による業務の効率化等を図る。

独立行政法人北方領土問題対策協会の各事業年度の業務の実績に関する評価基準

平成16年2月23日

北方領土問題対策協会分科会決定

内閣府独立行政法人評価委員会北方領土問題対策協会分科会（以下「分科会」という。）は、本評価基準に基づき独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価を実施するものとする。

I. 評価の目的

各事業年度の評価は、当該事業年度における中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を調査・分析し、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより中期目標の達成を図るために必要な業務運営の改善等に資することを目的とする。

II. 評価の方法等

1 評価方法

評価は、中期計画に定められた各項目について調査・分析し、それぞれの実施状況について評価を行う「項目別評価」と、項目別評価等を考慮して当該事業年度における協会の実績を総合的に評価する「総合評価」により行う。

評価を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 項目別評価

- ・項目別評価は、分科会が定める評価表に基づき行う。
- ・項目別評価は、中期計画の各項目に対応する年度計画の項目等に即し、それぞれの場合に応じ以下の4段階により行う。なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価とする。

①定量的な指標が設定されている評価項目の場合

- A：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。
- B：中期計画の達成に向け業務が概ね順調に実施されている。
- C：中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。
- D：中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。

②分科会委員の協議により評価するとされている評価項目の場合

- A：満足のいく実施状況
- B：ほぼ満足のいく実施状況

C：やや満足のいかない実施状況

D：満足のいかない実施状況

- ・協会は、業務の実績報告書及び自ら行った評価等を記入した評価表を提出し、それらについての説明を行うものとする。なお、各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明らかにする。
- ・評価は、上記資料を参考にし、分科会委員の協議により客観的に行う。
- ・委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、上記①及び②に規定する区分に加え「A+」と評価できる。

3 総合評価

- ・総合評価は、分科会が定める総合評価表に基づき行う。
- ・総合評価は、項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における協会の実績全体について行う。
- ・総合評価は、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めた評価を行う。
- ・必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。

4 評価結果の通知及び公表

- ・評価結果は、独立行政法人通則法第32条に基づき、協会及び政策評価・独立行政法人評価委員会に遅滞なく通知するものとする。
- ・評価結果は、遅滞なく公表するものとする。
- ・業務運営の改善その他の勧告の必要がある場合には、内閣府独立行政法人評価委員会の議決を求めるものとする。勧告を行う場合には、独立行政法人北方領土問題対策協会法第17条第2項の規定により、貸付業務に関し、農林水産省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 評価基準の見直し

本評価基準は、事業年度の評価結果等を踏まえ必要に応じ見直すものとする。

独立行政法人北方領土問題対策協会の平成15年度の業務実績に関する項目別評価表

中期計画の各項目	評価項目 (15年度計画の各項目)	指 標	評 価 基 準				実 績 (記載例)	自己 評価	分科会評価		評価理由
			A	B	C	D			指標	項目	
1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置										
一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成19年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成14年度）に対して、13%削減する。 業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。	中期計画の削減目標を達成するため、事務マニュアルの作成、文書のペーパーレス化、会計システムの導入、入札制度の強化、民間委託の可能性等を検討し、実施することにより事務の効率化を推進する。 さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。	・一般管理費（人件費を除く。）の削減 ・業務経費の効率化 ・その他の業務運営の効率化	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 ・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。 ・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。								
2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置										
(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。 これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度100回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを行う。	(1) 国民世論の啓発に関する事項 ① 北方領土返還要求運動の推進 (7) 全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等が実施する次の事業の支援を行う。 (i) 北方領土返還要求全国大会（開催日：2月7日「北方領土の日」開催場所：東京） (ii) 主に2月7日「北方領土の日」を中心に開催される県民大会、講演会、研修会等 (iii) 北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動 (4) 県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。 (9) 県民会議事業の今年度の総括、当面の課題、翌年度の計画等を協議するため、以下の会議を招集する。 ○都道府県民会議代表者全国会議 ○16年度ブロック幹事県担当者会議	・中期目標期間中の各種大会等に対する毎年度の支援水準（平成15年度上半期を含む。） ・中期目標期間中の各種大会等への支援内容 など	100回以上	100回未満 75回以上	75回未満 50回以上	50回未満	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。				

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。	(1) 根室地域の以下の施設に意見箱を設置する。 ○北方館（根室市） ○別海北方展望塔（別海町） ○羅臼国後展望塔（羅臼町）	・意見箱の設置状況	実施済	—	—	未実施			
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。 その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80 %以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。	② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施 (7) 本年8月に根室市で開催した以下の事業の参加者から提出された報告書等を取りまとめ、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。 ○北方領土問題教育指導者研修会（開催日：8月5日 開催場所：根室市） ○北方領土問題青少年現地研修・交流会（開催日：8月5日 開催場所：根室市） ○北方領土ゼミナール（開催日：8月30日 開催場所：根室市）	・報告結果を受けた検討内容など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。						
(4) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。	(4) 本年4月に開催された都道府県推進委員全国会議において、北方領土問題教育者会議の設立に取り組む意志を表明した県民会議の担当者を集めた会議を開催し、各県の進捗状況、問題点、今後の見通しを報告・協議する。 〔設立予定県〕 秋田県、茨城県、長野県、富山県、静岡県、滋賀県、兵庫県、山口県、香川県、熊本県、沖縄県	・「北方領土問題教育者会議」設立の進捗状況と活動内容 ・会議における検討内容 など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。						
③ インターネット等を活用した情報の提供 従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。 また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。 これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20 %以上の増加となるようにする。	③ インターネット等を活用した情報の提供 (7) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツ及び返還運動の活動状況等を適宜最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを積極的に推進する。 (4) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。	・協会のホームページへの平成15年度下半期のアクセス件数（平成15年度上半期を100とする。） ・協会のホームページ上のコンテンツの充実 など	100以上 100未満 75以上 75未満 50以上 50未満	—	—	—			
④ 北方四島との交流事業の実施 (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。 その際、事業参加者に対し	④ 北方四島との交流事業の実施 (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問 本年度上半期に実施された北方四島交流訪問事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。	・検討会の実施状況 ・総括結果を受けた検討内容など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。						

アンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。					
(4) 北方四島在住ロシア人の受入 北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。	(4) 北方四島在住ロシア人の受入 本年度上半期に実施された北方四島交流受入事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。	・検討会の実施状況 ・総括結果を受けた検討内容など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		
(5) 専門家の派遣・受入 専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。	(5) 専門家の派遣・受入 本年度上半期に実施された日本語講師派遣事業参加者からの報告書を検討し、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討するとともに、日本語を習得させるために必要な統一的なテキストを作成するための検討会を開催する。	・検討会の実施状況 ・報告結果を受けた検討内容など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		
	(1) その他 北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、16年度事業の在り方等を協議する実施団体等による検討会を開催する。 【参考】 【上半期実績】 ○元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問実績 6回 374名 *台風の影響により2回中止 ○北方四島在住ロシア人の受入実績 3回 196名 ○専門家の派遣・受入 教育専門家派遣 1回 61名 日本語講師派遣 2回 8名 *台風の影響により1回中止	・検討会の実施状況 ・報告結果を受けた検討内容など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		
(2) 北方領土問題等に関する調査研究 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的・政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め方等について、外交交渉当事者等と意見交換を行うなど調査研究を進める。 また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。 研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取りまとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。	(2) 北方領土問題等に関する調査研究 ① 研究会の設置 北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を設置する。 ② 拡大研究会の開催 2月北方領土返還運動強調月間に併せて、返還要求運動の進め方を集中的に討議するため、研究会委員以外の専門家を交えた拡大の研究会を開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。 ③ 国際シンポジウムの開催 外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを大阪（外国人3名、日本人2名、コーディネーター1名によるパネルディスカッション）、東京（約20名の内外の学者によるパネルディスカッション）の2カ所で開催するとともに、その結果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。	・研究会及び国際シンポジウムの開催状況・内容 ・成果を国民世論の啓発に役立てるために実施した具体的方策 など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。		

(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 (7) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動を支援する。	(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項 ① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援 (7) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体等が行う署名活動に対する支援を行う。 (4) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、本年度上半期に開催した「北方地域元居住者研修・交流会」を総括し、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。 【参考】 【上半期実績】 ○4回 根室市（120名）	・署名活動への支援の実施状況 ・研修・交流会の開催状況とその内容 など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			
(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。	(9) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたい一思い出のわが故郷ー北方領土』（自然編）を刊行する。	・資料の刊行	実施済 — — 未実施			
② 元島民等による自由訪問 北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。	② 元島民等による自由訪問 元島民等により構成される団体に委託し、実施した自由訪問事業の実績を整理した報告書を提出させる。 【参考】 【上半期実績】 歯舞群島：秋勇留島、志免島（55名） 色丹島：斜古丹、チボイ、相見崎、キリトウシ（46名） 国後島：古釜布、瀬石、近布内（53名） 択捉島：紗那、リコップオマナイ、フシココタン（36名）	・報告書の提出 ・報告書の内容 など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。 (7) 融資説明・相談会の充実強化 道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する地区10カ所で開催する。	③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施 (7) 融資説明・相談会の充実強化 融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。 【開催場所】 根室市、浜中町、網走市 【参考】	・元島民等への援護措置という趣旨を踏まえた貸付の実施 ・適切な債権管理 ・融資説明・相談会の実績 ・主な相談内容とそれに対する検討内容 など	・独立行政法人からの説明等を受け、分科会委員の協議により判定する。			

交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。このため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。 ② 人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。 (参考1) 1) 期首の常勤職員数 19人 【一般業務勘定7人、貸付業務勘定12人】 2) 期末の常勤職員数 19人 【一般業務勘定7人、貸付業務勘定12人】 (参考2) 中期計画期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 【一般業務勘定】504百万円 【貸付業務勘定】462百万円	業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員的能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。					
--	---	--	--	--	--	--

※ 項目別評価表の自己評価は、独立行政法人が自ら定めた年度計画をどの程度執行したかについて自ら評価したものであり、評価委員会が業務実績評価を行う際の重要な判断材料となるものである。評価委員会は、独立行政法人が行った定量的な指標に基づく自己評価については、自己評価に誤りがないか、指標に基き適切な自己評価をしているか等について調査・分析を行い、評価委員会として評価を行った。定性的な指標に基づく自己評価については、あくまで評価の際の参考とし、評価委員会において評価基準に基づき評価を行った。

総 合 評 価 表 (平成15年度業務実績)

評 価 項 目	評 価
I. 項目別評価の総括	
1. 業務運営の効率化に関する事項	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
(1) 国民世論の啓発に関する事項	
① 北方領土返還要求運動の推進	
② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施	
③ インターネット等を活用した情報の提供	
④ 北方四島との交流事業の実施	
(2) 北方領土問題等に関する調査研究	
(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項	
① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援	
② 元島民等による自由訪問	
③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施	
3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項	
4. 施設及び設備に関する計画	
5. 人事に関する事項	
II. その他の業務実績等に関する評価	
III. 法人の長等の業務運営状況	
◎ 総合評価（業務実績全体の評価）	

参 考 資 料

委員会と分科会の役割

平成13年6月27日
第2回独立行政法人評価委員会決定

内閣府独立行政法人評価委員会及び両分科会との間の審議事項の分担は下記のとおりとし、内閣府独立行政法人評価委員会議事規則第3条に基づく分科会での議決事項は下表の分科会の項に記述されている事項とする。

委 員 会	分 科 会
(1) 委員会の運営等に必要な事項 ①委員長の互選 ②委員会議事規則の制定・改正 ③分科会の議決をもって委員会の議決とする事項の議決 (2) 主務大臣への意見の申出 ①業務方法書の作成、変更 ②中期目標の制定、変更 ③中期計画の作成、変更 ④中期目標期間終了後の法人の業務、組織の在り方 ⑤役員報酬等の支給の基準 (3) 独立行政法人への勧告（必要がある場合） ①各事業年度の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等 ②中期目標期間の実績評価を受けて、独立行政法人への業務運営の改善等 (4) 業務の実績評価 中期目標期間の実績評価	(1) 分科会の運営等に必要な事項 ①分科会長の互選 ②分科会議事規則の制定・改正 (2) 主務大臣への意見の申出 ①財務諸表の承認 ②毎事業年度の利益の処理 ③限度額を超える短期借入金 ④重要な財産の譲渡 ⑤積立金の処分 (3) 業務の実績評価 各事業年度の実績評価

内閣府独立行政法人評価委員会

【本委員会】

委員長	大森 楠	千葉大学法経学部教授
委員長代理	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社取締役論説委員長
委員	雨宮 孝子	松蔭女子大学経営文化学部教授
委員	飯田 健一	国土館大学大学院客員教授
委員	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
委員	大河内 美保	主婦連合会常任委員
委員	小野 旭	東京経済大学経済学部教授
委員	神谷 万丈	防衛大学校助教授
委員	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
委員	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
委員	外園 藍基	早稲田大学教育学部教授
委員	御厨 貴	東京大学先端経済工学研究センター教授
委員	山本 豊	上智大学法学部教授

【国立公文書館分科会】

分科会長	外園 藍基	早稲田大学教育学部教授
分科会長代理	長倉 美恵子	元東京学芸大学教授
	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
	御厨 貴	東京大学先端経済工学研究センター教授

【国民生活センター分科会】

分科会長	山本 豊	上智大学法学部教授
分科会長代理	雨宮 孝子	松蔭女子大学経営文化学部教授
	伊集院 礼子	NHK放送文化研究所主任研究員
	大河内 美保	主婦連合会常任委員
	大森 楠	千葉大学法経学部教授

【北方領土問題対策協会分科会】

分科会長	飯田 健一	国土館大学大学院客員教授
分科会長代理	神谷 万丈	防衛大学校助教授
	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社執行役員・論説委員長
	出塚 清治	日本公認会計士協会公益法人会計監査専門部会長
	御厨 貴	東京大学先端経済工学研究センター教授

【駐留軍等労働者労務管理機構分科会】

分科会長	小野 旭	東京経済大学経済学部教授
分科会長代理	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社取締役論説委員長
	雨宮 孝子	松蔭女子大学経営文化学部教授
	大森 楠	千葉大学法経学部教授

独立行政法人北方領土問題対策協会中期目標・中期計画

平成 15 年 10 月 2 日

中期目標	中期計画
我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は半世紀以上にわたり今もなおロシアの不法占拠の下に置かれている。 我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することを一貫した基本方針としており、そのための外交努力が重ねられてきたところであるが、その外交交渉を支える力として、北方四島の返還を求める一致した国民世論の存在が不可欠である。 これまでの多年にわたる国民世論の啓発活動及び北方領土返還要求運動の推進により、国民的な合意が形成されてきているが、北方四島の早期返還を実現するためには、今後、国民世論の一層の高揚とその持続が必要である。 また、北方四島の元居住者は、旧ソ連の占拠により島を追われ、引揚げを余儀なくされたが、北方四島の早期返還の強い願いを持ち続け、返還要求運動の中で重要な役割を果たしてきた。これら元島民等が置かれている特殊な事情及び特別な地位にかんがみ、その援護のための施策を実施することが必要である。 このような背景のもと、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ることを目的として設立される独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、領土問題という国家の基本に関わる問題について、国と国民とを結ぶ重要な機能を担うことが期待されており、国民世論の啓発、調査研究及び元島民等に対する援護の業務を行うとともに、「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づき、元島民等の事業の経営と生活の安定に必要な資金の貸付業務を行うこととされている。	「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。

という。)を定める。

1. 中期目標の期間

協会の中期目標の期間は、平成 15 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの 4 年 6 月間とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。

業務経費については、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図る。

3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）国民世論の啓発に関する事項

北方領土の返還を求める国民世論の高揚とその持続を図るため、以下の業務を行う。

① 北方領土返還要求運動の推進

返還要求運動を推進する関係団体との連携を図り、中期目標期間中の全国における各種大会、講演会、研修会、署名活動等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つこと等により、北方領土返還のための国民運動を推進する。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

一般管理費（人件費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成 19 年度）における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度（平成 14 年度）に対して、13%削減する。

業務経費については、毎年度、前年度比 1 %の経費の効率化を図る。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

全国に設置されている「北方領土返還要求運動都道府県民会議」との組織的、継続的な連携を確保するとともに、返還要求運動に取り組む民間団体と緊密な連絡を図り、これらの組織・団体が実施する各種大会、講演会、研修会、署名活動、啓発資料の配布等の事業を支援する。

これにより、中期目標期間中の各種大会等に対する支援について、毎年度 100 回以上の水準を保つとともに、定期的な見直しを

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

次代の返還要求運動を担う青少年や教育関係者に対して、北方領土問題の啓発を行う。

その際、啓発事業の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

③ インターネット等を活用した情報の提供

従来からの媒体に加え、インターネット等を活用して北方領土問題や北方領土の現状等に関する情報提供を行う。

行う。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、意見箱を設置し、施設に対する要望等をきめ細かく把握する。

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(7) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に対する研修会を根室市において開催する。

その際、研修会の参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設立を推進する。

③ インターネット等を活用した情報の提供

従来からの刊行物、パンフレット等の媒体に加え、ホームページを通じて関連資料・データを幅広く提供し、国民への啓発を行う。

また、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データに関する所在情報を容易に得られるようホームページを整備する。

これにより、ホームページのアクセス件数を中期目標の期首年度に比べ期末年度には、20%以上の増加となるようにする。

④ 北方四島との交流事業の実施

北方領土問題解決のための環境整備を目的として、北方四島在住のロシア人との相互理解を促進するため、日露両国の合意に基づいて設定された旅券・査証なしで行う相互訪問の枠組み（「北方四島交流」という。）の下に、北方四島に在住するロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を行う。

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

協会において、有識者の意見を聴取しながら、北方領土問題等に関する調査研究を進め、国民世論啓発等に役立てる。

④ 北方四島との交流事業の実施

(7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問

北方四島交流の対象となる人々（元島民、返還運動関係者等）の北方四島訪問のため、各種団体の推薦者からなる訪問団を組織し、目的に応じた効果的な訪問事業を実施し、又は支援する。

その際、事業参加者に対してアンケート調査を実施し、80%以上の参加者から有意義だったとの結果を得る。

(イ) 北方四島在住ロシア人の受入

北方四島在住ロシア人の受入に当たり、受入地の態勢等を準備し、目的に応じた効果的な事業を実施する。

(ウ) 専門家の派遣・受入

専門家の交流事業を実施し、又は支援する。特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書を提出させて事業の展開に反映させる。

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を開催し、北方領土問題に係る歴史的・政策的研究、現状分析、返還要求運動の進め方等について、外交交渉当事者等を交え意見交換を行うなど調査研究を進める。

また、研究会が中心となり、内外の関連分野の研究者等を招致し、国際シンポジウム等を開催する。

研究会及び国際シンポジウムにおける成果については、適宜取り

(3) 元島民等に必要な援護等に関する事項

北方四島の元島民等は、北方領土問題が未解決であるため、特殊な地位に置かれている一方、返還要求運動において重要な役割を果たしてきており、これら元島民等に対して貸付業務をはじめとする援護等のための事業を、以下のように実施する。

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

元島民等により構成される団体が行う返還要求運動や資料収集等の活動に対して支援を行う。

② 元島民等による自由訪問

元島民及びその家族による北方四島の元居住地へのふるさと訪問のための事業を行う。

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

北方地域旧漁業権者をはじめとする元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、元島民等に対する事業資金、生活資金の貸付業務を実施。

まとめ、国民世論啓発等に役立てるとともに、年3回以上公表する。

(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

(7) 元島民等により構成される団体が行う街頭署名活動等の返還要求運動を支援する。

(4) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。

② 元島民等による自由訪問

北方四島への自由訪問を元島民等により構成される団体に委託して実施するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を行う。

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

元島民等に対する援護措置であるという趣旨を踏まえつつ、貸付業務が、元島民等のニーズに応じて、効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

(7) 融資説明・相談会の充実強化

道東を中心に全道、全国に居住する対象者に対し、融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する地区10カ所で開催する。

(4) 関係金融機関との連携強化

融資制度に対する理解と協力を得られるよう、関係金融機関

4. 財務内容の改善に関する事項

「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。

との連携を一層強化し、制度利用の円滑化を図る。

(ウ) 生前承継の促進

平成8年に導入された融資資格の生前承継制度について、その内容、手続き等の周知徹底を図り、その利用を促進する。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間14億円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。

6. 剰余金の使途

剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるも

5. その他業務運営に関する重要事項

職員の計画的な人事交流、人員の適正な配置等による業務の効率化等を図る。

のとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

① 方針

(7) 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織の構築

(1) 協会の職員定員は、運営費交付金勘定分と補助金勘定分とから構成される特性を有することから、両勘定間の相互人事交流を行う必要がある。このため効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験・習熟度等を考慮して、人員を適正に配置する。

② 人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。

(参考1)

1) 期首の常勤職員数 19人

【一般業務勘定7名、貸付業務勘定12名】

2) 期末の常勤職員数 19人

【一般業務勘定7名、貸付業務勘定12名】

(参考2) 中期計画期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

【一般業務勘定】 504百万円

【貸付業務勘定】 462百万円

中期計画予算
平成15年度～平成19年度
(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2, 7 6 3
貸付事業費補助金	1, 0 5 6
貸付金利息収入	4 0 6
事業外収入	2 6
計	4, 2 5 1
支 出	
北方対策事業費	2, 0 0 6
一般管理費	2 4 4
人件費	1, 1 5 8
貸付業務関係経費	8 4 3
計	4, 2 5 1

※貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、15年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 $\left\{ \begin{array}{l} \text{一般業務勘定} \quad 504 \text{ 百万円} \\ \text{貸付業務勘定} \quad 462 \text{ 百万円} \end{array} \right.$ を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

1. 平成15年度は、積み上げ方式とする。
2. 平成16年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費) $\times \beta$ (消費者物価指数) - 自己収入見積額 + δ (特殊要因増減)

人件費＝基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金
＋退職手当

基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超
過勤務手当）×（１＋給与改定率等）

一般管理費＝前年度の一般管理費× $\alpha 1$ （効率化係数）

北方対策事業費＝前年度の事業経費× $\alpha 2$ （効率化係数）× γ （政策係数）

$\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ 、 β 、 γ 、 δ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の
予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 1$ （効率化係数）：一般管理費については、業務の効率化を進め、中期
目標の期間中、平均で前年度比 7.66%程度の業務の
効率化を図る。

$\alpha 2$ （効率化係数）：北方対策事業費については、業務の効率化を進め、
毎年度、前年度に対して 1%程度の業務の効率化を
図る。

β （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用。

γ （政策係数）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要
性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総
合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

δ （特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不
可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する
資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0%、
給与改定率の伸び率を年 0%、効率化係数を一般管理費については 92.34%、
北方対策事業費については効率化係数を 99.0%、政策係数を 0%と仮定して
計算している。

なお、貸付事業費補助金についても運営費交付金と同様の効率化を図るこ
とにより経費の削減を図る。

中期計画予算
平成15年度～平成19年度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2, 7 6 3
事業外収入	2
計	2, 7 6 5
支 出	
北方対策事業費	2, 0 0 6
一般管理費	1 6 0
人件費	5 9 9
退職手当	3 7
職員給与等	5 6 2
計	2, 7 6 5

[人件費の見積り]

期間中総額504百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法]

ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

1. 平成15年度は、積み上げ方式とする。
2. 平成16年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝人件費＋（北方対策事業費＋一般管理費）×β（消費者物価指数）－自己収入見積額＋δ（特殊要因増減）

人 件 費＝基本給等＋社会保険料負担金＋児童手当拠出金＋
＋退職手当

基本給等＝前年度の（役員報酬＋職員基本給＋職員諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率等）

一般管理費＝前年度の一般管理費×α1（効率化係数）

北方対策事業費＝前年度の事業経費× $\alpha 2$ （効率化係数）× γ （政策係数）
 $\alpha 1$ 、 $\alpha 2$ 、 β 、 γ 、 δ については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の
予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

$\alpha 1$ （効率化係数）：一般管理費については、業務の効率化を進め、中期
目標の期間中、平均で前年度比 7.66%程度の業務の
効率化を図る。

$\alpha 2$ （効率化係数）：北方対策事業費については、業務の効率化を進め、
毎年度、前年度に対して 1 %程度の業務の効率化を
図る。

β （消費者物価指数）：前年度における実績値を使用。

γ （政策係数）：国民に対して提供するサービスへの対応への必要
性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総
合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

δ （特殊要因増減）：法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不
可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する
資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年 0 %、
給与改定率の伸び率を年 0 %、効率化係数を一般管理費については 92.34%、
北方対策事業費については効率化係数を 99.0%、政策係数を 0 %と仮定して
計算している。

なお、貸付事業費補助金についても運営費交付金と同様の効率化を図るこ
とにより経費の削減を図る。

中期計画予算
平成15年度～平成19年度
貸付業務勘定 (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	1, 0 5 6
貸付金利息収入	4 0 6
事業外収入	2 4
計	1, 4 8 6
支 出	
貸付業務関係経費	8 4 3
一般管理費	8 4
人件費	5 5 9
職員給与等	5 3 0
退職手当	2 9
計	1, 4 8 6

※貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、15年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額462百万円を支出する。

ただし、上記の額は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画
平成 15 年度～平成 19 年度

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4, 2 5 1
經常費用	4, 2 5 1
北方対策事業費	2, 0 0 6
貸付業務関係経費	8 4 3
一般管理費	2 4 4
人件費	1, 1 5 8
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	4, 2 5 1
運営費交付金収益	2, 7 6 3
貸付事業費補助金	1, 0 5 6
貸付金利息収入	4 0 6
事業外収入	2 6
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

(注記) 当法人における貸倒引当金繰入額については、事前に貸倒見積高を算定することが困難なため、独立行政法人会計基準第 8 3 条に基づいて計上することとし、その全額について補助金を財源とすることを想定しており、後年度に要求するものである。

収 支 計 画
平成15年度～平成19年度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2, 7 6 5
經常費用	2, 7 6 5
北方対策事業費	2, 0 0 6
一般管理費	1 6 0
人件費	5 9 9
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	2, 7 6 5
運営費交付金収益	2, 7 6 3
事業外収入	2
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収 支 計 画
平成 15 年度～平成 19 年度

貸付業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1, 4 8 6
經常費用	1, 4 8 6
貸付業務関係経費	8 4 3
一般管理費	8 4
人件費	5 5 9
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	1, 4 8 6
貸付事業費補助金	1, 0 5 6
貸付金利息収入	4 0 6
事業外収入	2 4
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

(注記) 当法人における貸倒引当金繰入額については、事前に貸倒見積高を算定することが困難なため、独立行政法人会計基準第 8 3 条に基づいて計上することとし、その全額について補助金を財源とすることを想定しており、後年度に要求するものである。

資 金 計 画
平成15年度～平成19年度

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	22,486
業務活動による支出	10,342
投資活動による支出	—
財務活動による支出	11,984
次期中期目標の期間への繰越金	160
資金収入	22,486
業務活動による収入	8,751
運営費交付金による収入	2,763
貸付事業費補助金による収入	1,056
貸付金回収による収入	4,500
貸付金利息収入	406
その他の業務収入	26
投資活動による収入	—
財務活動による収入	13,230
前法人からの繰越金	505

資 金 計 画
平成 15 年度～平成 19 年度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 8 2 1
業務活動による支出	2, 7 6 5
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期中期目標の期間への繰越金	5 6
資金収入	2, 8 2 1
業務活動による収入	2, 7 6 5
運営費交付金による収入	2, 7 6 3
その他の業務収入	2
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前法人からの繰越金	5 6

資 金 計 画

平成 15 年度～平成 19 年度

貸付業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	19,665
業務活動による支出	7,577
投資活動による支出	—
財務活動による支出	11,984
次期中期目標の期間への繰越金	104
資金収入	19,665
業務活動による収入	5,986
貸付事業費補助金による収入	1,056
貸付金回収による収入	4,500
貸付金利息収入	406
その他の業務収入	24
投資活動による収入	—
財務活動による収入	13,230
前法人からの繰越金	449

平成 15 年度北方領土問題対策協会年度計画

「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 31 条の規定に基づき、平成 15 年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

中期計画の削減目標を達成するため、事務マニュアルの作成、文書のペーパーレス化、会計システムの導入、入札制度の強化、民間委託の可能性等を検討し、実施することにより事務の効率化を推進する。

さらに、業務における経費の効率化を図るため、各種支援事業における節約の呼びかけ、効果が著しく低下した行事等の見直し・廃止、新規事業をおこす際のスクラップ等を励行する。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）国民世論の啓発に関する事項

① 北方領土返還要求運動の推進

（ア）全国に設置されている北方領土返還要求運動都道府県民会議（以下「県民会議」という。）並びに返還要求運動に取り組む民間団体で組織される北方領土返還要求運動連絡協議会（以下「北連協」という。）及び北連協加盟団体等が実施する次の事業の支援を行う。

（イ）北方領土返還要求全国大会

（開催日：2月7日「北方領土の日」 開催場所：東京）

（ロ）主に2月7日「北方領土の日」を中心に開催される県民大会、講演会、研修会等

（ハ）北方領土返還要求署名活動、街頭啓発、キャラバン、パネル展等
北方領土返還要求にかかわるその他の啓発活動

（ニ）県民大会等へ研究者、実務家、元島民等を講師として派遣する事業を実施する。

（ホ）県民会議事業の今年度の総括、当面の課題、翌年度の計画等を協議するため、以下の会議を招集する。

- 都道府県民会議代表者全国会議
- 16 年度ブロック幹事県担当者会議
- (I) 根室地域の以下の施設に意見箱を設置する。
 - 北方館（根室市）
 - 別海北方展望塔（別海町）
 - 羅臼国後展望塔（羅臼町）

② 青少年や教育関係者に対する啓発の実施

- (7) 本年 8 月に根室市で開催した以下の事業の参加者から提出された報告書等を取りまとめ、16 年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。

- 北方領土問題教育指導者研修会
（開催日：8 月 5 日 開催場所：根室市）
- 北方領土問題青少年現地研修・交流会
（開催日：8 月 5 日 開催場所：根室市）
- 北方領土ゼミナール
（開催日：8 月 30 日 開催場所：根室市）

- (4) 本年 4 月に開催された都道府県推進委員全国会議において、北方領土問題教育者会議の設立に取り組む意志を表明した県民会議の担当者を集めた会議を開催し、各県の進捗状況、問題点、今後の見通しを報告・協議する。

〔設立予定県〕

秋田県、茨城県、長野県、富山県、静岡県、滋賀県
兵庫県、山口県、香川県、熊本県、沖縄県

③ インターネット等を活用した情報の提供

- (7) 協会ホームページを通じて、北方領土問題についての国民世論の啓発を図るため、協会ホームページのコンテンツ及び返還運動の活動状況等を適宜最新のデータに更新するとともに、関係団体等が開設しているホームページへのリンクを積極的に推進する。
- (4) 関係団体等が作成している啓発資料等のリスト化を図り、北方領土問題に関心を持つ学生、教育指導者、その他の国民が関連資料・データの所在情報を容易に得られるよう整備する。

④ 北方四島との交流事業の実施

- (7) 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問

本年度上半期に実施された北方四島交流訪問事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。

(イ) 北方四島在住ロシア人の受入

本年度上半期に実施された北方四島交流受入事業の総括をし、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討する。

(ロ) 専門家の派遣・受入

本年度上半期に実施された日本語講師派遣事業参加者からの報告書を検討し、16年度以降の事業を効果的、効率的に実施するための方策を検討するとともに、日本語を習得させるために必要な統一的なテキストを作成するための検討会を開催する。

(ハ) その他

北方四島交流事業の本年度の実施結果を持ち寄り、16年度事業の在り方等を協議する実施団体等による検討会を開催する。

【参 考】

〔上半期実績〕

○ 元島民、返還運動関係者等の北方四島への訪問実績

6回 374名

＊台風の影響により2回中止

○ 北方四島在住ロシア人の受入実績

3回 196名

○ 専門家の派遣・受入

教育専門家派遣 1回 61名

日本語講師派遣 2回 8名

＊台風の影響により1回中止

(2) 北方領土問題等に関する調査研究

① 研究会の設置

北方領土問題に関連する諸分野に関する研究者、実務家等を構成員とする研究会を設置する。

② 拡大研究会の開催

2月北方領土返還運動強調月間に併せて、返還要求運動の進め方を集中的に討議するため、研究会委員以外の専門家を交えた拡大の研究会を開催するとともに、その成果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。

③ 国際シンポジウムの開催

外国人の研究者等を日本に招聘し、国際シンポジウムを大阪（外国人3名、日本人2名、コーディネーター1名によるパネルディスカッション）、東京（約20名の内外の学者によるパネルディスカッション）の2カ所で開催するとともに、その結果を国民世論の啓発に役立てるためホームページにおいて公表する。

（3）元島民等に対する必要な援護等に関する事項

① 元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援

- (7) 2月北方領土返還運動強調月間の一環として、札幌の雪祭り会場等で元島民等により構成される団体等が行う署名活動に対する支援を行う。
- (4) 元島民等が全国の北方領土返還要求運動に果たす役割の重要性について、より理解を深めるとともに、元島民等の相互の連帯を一層強化するため、本年度上半期に開催した「北方地域元居住者研修・交流会」を総括し、16年度以降の事業を効果的に実施するための方策を検討する。

【参 考】

〔上半期実績〕

○ 4回 根室市（120名）

- (4) 元島民等により構成される団体に委託して、戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言を取りまとめた青少年向けの『若い世代に伝えたいー思い出のわが故郷ー北方領土』（自然編）を刊行する。

② 元島民等による自由訪問

元島民等により構成される団体に委託し、実施した自由訪問事業の実績を整理した報告書を提出させる。

【参 考】

〔上半期実績〕

歯舞群島：秋勇留島、志発島（55名）

色丹島：斜古丹、チボイ、相見崎、キリトウシ（46名）

国後島：古釜布、瀬石、近布内（53名）

択捉島：紗那、リコップオマナイ、フシココタン（36名）

③ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

- (7) 融資説明・相談会の充実強化

融資内容、生前承継制度等の周知を図る融資説明・相談会を対象者が多く居住する以下の地区で開催する。

【開催場所】

根室市、浜中町、網走市

【参 考】

〔上半期実績〕

函館市、根室市、羅臼町、釧路市、帯広市、黒部市、旭川市

(イ) 関係金融機関との連携強化

上半期に開催された各担当国会議での結果を踏まえ、貸付案件ごとに、関係金融機関の担当窓口との連絡調整を緊密にし、制度利用の円滑化を図る。

【参 考】

〔上半期実績〕

漁業協同組合担当国会議（4月 札幌）

関係機関実務担当国会議（4月 札幌）

(ウ) 生前承継の促進

生前承継制度について周知徹底を図るため、協会の広報紙「札幌だより」や元島民等により構成される団体の会議の場を活用し、本制度の利用を促す。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画
別 紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を12億円とする。（上半期借入額2億円）

5. 重要な財産の処分等に関する計画

低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。

6. 剰余金の使途

剰余金は、根室地域における啓発施設「北方館」「別海北方展望塔」「羅臼国後展望塔」の充実、又はホームページの拡充に係る経費に充てるものとする。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

該当なし

(2) 人事に関する計画

- ① 事業の充実、多様化に備え、柔軟で流動型（フラット）な組織を構築するための検討を行う。
- ② 協会事業の効率的、効果的な業務遂行の観点から、勘定間の弾力化を図りつつ、職員の能力、適性、経験、習熟度等を考慮して、適正に人員を配置する。

年度計画予算
平成15事業年度

北方領土問題対策協会合計額 (単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	206
貸付事業費補助金	98
貸付金利息収入	56
事業外収入	3
計	363
支 出	
北方対策事業費	118
一般管理費	30
人件費	129
貸付業務関係経費	86
計	363

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 { 一般業務勘定 57百万円
貸付業務勘定 52百万円 を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年 度 期 計 画 予 算
平成 1 5 事 業 年 度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	2 0 6
事業外収入	0
計	2 0 6
支 出	
北方対策事業費	1 1 8
一般管理費	2 1
人件費	6 7
計	2 0 6

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 5 7 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

年 度 計 画 予 算
平成 1 5 事 業 年 度

貸付業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	9 8
貸付金利息収入	5 6
事業外収入	3
計	1 5 7
支 出	
貸付業務関係経費	8 6
一般管理費	9
人件費	6 2
計	1 5 7

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 5 2 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

収 支 計 画
平成15事業年度

北方領土問題対策協会合計額

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	363
經常費用	363
北方対策事業費	118
貸付業務関係経費	86
一般管理費	30
人件費	129
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	363
運営費交付金収益	206
貸付事業費補助金	98
貸付金利息収入	56
事業外収入	3
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画
平成 1 5 事業年度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2 0 6
經常費用	2 0 6
北方対策事業費	1 1 8
一般管理費	2 1
人件費	6 7
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	2 0 6
運営費交付金収益	2 0 6
事業外収入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

収 支 計 画
平成 1 5 事業年度

貸付業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1 5 7
經常費用	1 5 7
貸付業務関係経費	8 6
一般管理費	9
人件費	6 2
財務費用	—
臨時損失	—
収益の部	1 5 7
貸付事業費補助金	9 8
貸付金利息収入	5 6
事業外収入	3
臨時利益	—
純利益	0
目的積立金取崩額	—
純利益	0

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 1 5 事業年度

北方領土問題対策協会合計額

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 4 2 8
業務活動による支出	1, 0 5 0
投資活動による支出	—
財務活動による支出	9 4 0
次期中期目標の期間への繰越金	4 3 8
資金収入	2, 4 2 8
業務活動による収入	1, 0 0 3
運営費交付金による収入	2 0 6
貸付事業費補助金による収入	9 8
貸付金回収による収入	6 4 0
貸付金利息収入	5 6
その他の業務収入	3
投資活動による収入	—
財務活動による収入	9 2 0
前法人からの繰越金	5 0 5

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 1 5 事業年度

一般業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2 6 2
業務活動による支出	2 0 6
投資活動による支出	—
財務活動による支出	—
次期中期目標の期間への繰越金	5 6
資金収入	2 6 2
業務活動による収入	2 0 6
運営費交付金による収入	2 0 6
その他の業務収入	0
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前法人からの繰越金	5 6

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資 金 計 画
平成 1 5 事業年度

貸付業務勘定

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 1 6 6
業務活動による支出	8 4 4
投資活動による支出	—
財務活動による支出	9 4 0
次期中期目標の期間への繰越金	3 8 2
資金収入	2, 1 6 6
業務活動による収入	7 9 7
貸付事業費補助金による収入	9 8
貸付金回収による収入	6 4 0
貸付金利息収入	5 6
その他の業務収入	3
投資活動による収入	—
財務活動による収入	9 2 0
前法人からの繰越金	4 4 9

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。